

監査結果に係る措置通知書

教育局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(1) 設計金額の算定について</p> <p>「公共建築工事共通費積算基準（国土交通省）」では、公共建築工事の共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の算定率が定められており、平成 28 年 12 月に基準の改定が行われ、仙台市設計基準策定委員会では、平成 29 年 4 月 1 日より適用としている。</p> <p>ところが、教育局学校施設課では、仙台市立宮城野小学校外 1 校小荷物専用昇降機改修工事外 1 件において、改定に伴う積算システムで適用する諸経費の設定変更を行わずに、改定前の基準の算定率で共通費を算出したことから、適正な金額よりも過小な設計金額となっていた事例が見られた。</p> <p>このため、入札を 2 回実施したが、最終的には、適正な設計金額を予定価格として入札を実施した場合、結果として受注者が 1 回目の入札で落札することができる工事であった。</p> <p>共通費を算出するに当たっては、適用する最新の「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、適正に積算をする必要がある。</p>	<p>監査結果を教育局内の各課・公所へ通知し、所属職員への周知徹底と注意喚起を図った。</p> <p>学校施設課においては、課内周知及び再発防止の注意喚起を行うとともに、過去の指摘・指導事項も含めた事例研究や再発防止に向けた勉強会を実施した。</p> <p>また、営繕工事の発注において営繕積算システムによる工事費の算定を行う際には、共通費算定ファイルの設定に最新の「公共建築工事共通費積算基準」が適用されているか、設計者及び検算者におけるダブルチェックを徹底するとともに、発議決裁の際の「設計・積算等チェックシート」にも確認項目を追加し、チェック体制の強化を図った。</p> <p>局内通知日 令和元年 11 月 22 日</p> <p>課内研修実施日 令和元年 12 月 5 日 令和元年 12 月 26 日</p>	